

休暇等

連絡先

各部局等事務人事担当係

土曜、日曜、祝日、その他特定日（年末年始等）は休日とする。休日には、「年次有給休暇」、「病気休暇」、「特別休暇」があり、それぞれ大学の規則で定められています。さらに、様々な理由で欠勤が許可されることもあります。また、女性従業員には特別な保護措置が設けられています。

年次有給休暇（年休）

教職員には毎年20日間の年次有給休暇が与えられる。年度の途中で採用された従業員には、その年の雇用期間に応じて休暇が与えられる。



1. 暦年で20日の年次有給休暇（1月1日～12月31日）
※2025年から4月1日～
2. 初年度は比例休暇とし、最大20日まで未使用日を翌年に繰り越すことができる。
3. 年内に10日以上以上の休暇が付与された場合、少なくとも5日間の休暇を取ることが義務付けられる。

病気休暇



教職員は、病気治療を受けるために必要な時間であって、やむを得ず欠勤すると認められる場合に、病気休暇を取得することができる。

1～7日（暦日）を超える病気休暇の場合は、療養予定期間を記載した医師の診断書を提出しなければならない。

同じ傷病で1か月以上休職した従業員が復職する場合、療養予定期間を記載した医師の診断書を提出しなければならない。

病気休暇は有給であり、通常の勤務時間に対しては通常の給与が支給される。ただし、病気休暇が長期に及ぶ場合は、基本給を調整することがある。

特別休暇



本学の規則に記載されている一定の基準を満たす教職員は、特別休暇を取得することができる。

この休暇は補償され、通常の勤務時間分の給与が支払われる。

特別休暇の例

理由	休暇期間
結婚休暇。	連続する5日の範囲内の期間
生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合。	1日2回、1回30分まで。
出産支援休暇：配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）が出産する場合	2日間。
子の看護休暇：小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、その子の看護のため勤務しないことを申し出た場合。	子供1人の場合は年間5日、対象となる子供が2人以上の場合は10日。
忌引休暇：家族の死亡時に付与	期間は故人との関係によって異なる（例：配偶者と両親：7日間）。
夏季休暇	7月から9月の間に連続3日間。